

児童発達支援事業に係る自己評価結果公表用

公表日:平成30年12月19日

事業所名:榎の木園

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価				保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
			はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	
環境・体制整備	1	利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	17				運動への興味を持つきっかけづくりができるよう、これからも部屋の整備を心がけます。
		利用児の活動に応じた部屋のセッティングを考え、随時配置を変更している。	・ボール遊びや三輪車等にも乗れるので、体を動かす事もできて良いと思います。				
	2	職員の適切な配置	16	1			児童発達支援管理責任者が、療育の状況の把握に努め、今後とも職員に適切な指導助言を行っていきます。
		個人の療育では担当職員を決め、1対1での指導を行う。また、必要に応じ保護者の相談にのる職員も併せて配置する。	・1対1でゆっくりと関わって頂き本人も満足している。 ・担当する先生によって、専門性の深さが違うので、どちらともいえない。				
3	本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	17					
	利用児が分かりやすいように、各部屋の扉にイラストを貼っている。また、利用時間を可視化できるタイマーを各部屋に設置している。						
4	清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	17				これからも利用者が気持ち良く使用できるよう努めます。	
	毎日の掃除に加え、利用児が口に入れて使用するものは、随時、消毒を行います。	・いつも床がピカピカですばらしいと思います。 ・トイレがとても綺麗で子どものサイズに合わせてあり、子どもも利用しやすそうです。					
業務改善	1	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	/				
	2	第三者による外部評価を活用した業務改善の実施					
	3	職員の資質の向上を行うための研修機会の確保					

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価				保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
			はい	どちらともいえない	いいえ	わからない		
適切な支援の提供	1	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画の作成	個別支援計画を立て、できるだけ具体的な対応の仕方を保護者に提示します。	15			2	保護者のニーズに合わせた具体的な支援計画を速やかに立て、保護者に説明し、支援を開始する。今後とも、保護者からの要望をできる限り反映した支援計画をたてる。
	2	子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援計画の作成	個人の課題を設定した上で、必要に応じグループ療育を行う。また、必要な場合は他の児童発達支援事業の利用を提案する。	14			3	
	3	児童発達支援計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	個々の課題に応じて必要な項目を設定する。	14			3	
	4	児童発達支援計画に沿った適切な支援の実施	計画を保護者へ説明しそれに沿った支援を行う。また、家庭での支援の仕方について保護者の相談にのる。	13			4	
	5	チーム全体での活動プログラムの立案	担当者だけでなく、職員間で話し合いを持ち考える。					
	6	平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	通いやすい曜日、時間を考慮し利用日を設定している。利用児が長期休暇の間、利用時間変更することもあり。					
	7	活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	利用児の活動に応じ、遊具、教材などを個別で用意している。	9	1		7	
	8	支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底		/				
	9	支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化		/				
	10	日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施		/				
	11	定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画の見直し		/				

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価				保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
			はい	どちらともいえない	いいえ	わからない		
関係機関との連携	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へり参画	/					
	2	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	/					
	3	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	/					
	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	/					
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	/					
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	/					
	7	児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	地域で行われている様々なサービスや活動の情報を積極的に集め、情報を提供する。	5	2	2	8	・先生や他の保護者の方に、障害のない子どもと活動できる所の情報を教えて頂き、とても助かっています。  情報提供、情報交換を積極的に行えるようこれからも努力します。
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営		/				

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価				保護者の評価を踏まえた改善目標・内容	
			はい	どちらともいえない	いいえ	わからない		
保護者への説明責・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	見学時に説明し、入園決定後、契約の際に再度説明する。	14				
	2	児童発達支援計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	支援計画を示し、具体的な支援について説明し分からないことがあれば説明する。	14				
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	保護者が支援しやすいよう助言したり、子どもとの関わり方をその都度見本を見せて提示する。	12	1		2	出来るだけ、どの担当者であっても助言できるように、職員間で保護者支援について話し合います。
	4	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	通園時、保護者の話を聞き日常生活についての相談に応じる。	14				保護者の方と一緒にお子さんへの理解を深め、適切な支援を考えていきます。
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	通園時間の中だけでなく、電話での相談も随時行なっている。	12	1			必要な場合は、療育時間以外で話しを聞く時間を随時設けます。
	6	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	現在、保護者会を作っていない。	3	1	5	5	
	7	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	指導担当者以外に管理責任者が苦情に対応できるよう常時配置している。	7			7	
	8	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	職員一同、基本方針として、日々コミュニケーションをとるよう心がけている。	12			2	
	9	定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	定期的な会報などはないが、待合室の掲示と併せ担当者が口頭で伝えるようにしている。	3	1	1	8	
	10	個人情報の取扱いに対する十分な対応	個人情報については、保護者の同意が無い限り、提供していない。	11			3	

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価				保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
			はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	
非常時等の対応	1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	9		1	4	必要な事は保護者へ掲示などを通じ知らせるようにする。
	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	4	2	2	6	避難訓練時に登園している時は参加する。
	3	虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	/				
	4	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明了解を得た上での児童発達支援計画への記載	/				
	5	食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	/				
	6	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	/				

事業所名 檜の木園

事業の種類 児童発達支援

○指定年月日

平成15年4月1日(児童デイサービス)

(昭和47年4月から言語・情緒障害児に対し保護者同室の療育を実施)

○開園日

月曜日から金曜日(祝日、年末年始、施設長が定めた日を除く)

○開園時間

午前9時から午後6時

○定員

10人(通所受給者証の交付を受けている就学前の児童)

○通常の実施地域

尼崎市全域及び隣接市

○利用料

厚生労働省が定める給付費の1割

○職員の配置状況(平成30年10月1日現在)

職 種	経験年齢別人員						資 格
	1年 未 満	3年 未 満	5年 未 満	10年 未 満	10年 以 上	合 計	
施設長					1	1	小学校教諭
児童発達支援 管理責任者					1	1	小学校教諭
保育士			1			1	保育士
児童指導員					1	1	小学校教諭
児童指導員	1					1	臨床心理士
事務員					1	1	

○職員研修

職場研修、法人主催の研修会、各種団体等の主催する研修会に派遣、  
自主研修の受講奨励(助成制度)

○主な支援内容

児童発達支援計画の作成

個人及びグループ指導、言語訓練、母親(父親)相談

日常生活における基本的動作の指導

集団生活への適応訓練

○特色

ことばが遅い、友だちと上手く関われない、言動が荒っぽい、集団行動  
が出来ない、癩癩がきついなど様々な困りごとを抱えたお子さんとその保護  
者の方々の療育の場です。

療育を希望する親子と指導員との個別療育を行います。必要に応じ、  
少人数グループ(3~5組)による療育も行っています。遊戯療法での療育  
になるので、それぞれ発達課題を持った子どもさんが、自由に遊ぶ中で、楽  
しく自己を表現しながら学べるよう支援します。また、保護者の方々も、一緒  
に遊びながら、指導者の関わり方を知り、日常生活でも子どもの支援の仕

方を共有してもらいます。子どもにとって必要な支援や子どもへの関わり方を保護者と共に考え、実践していきます

○財務諸表

ワムネットのホームページ

「社会福祉法人の現況報告書等情報検索 参照